# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0	)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 13 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 14 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 8件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 55 年 10 月までの期間及び 57 年 8 月から 58 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 昭和53年6月から同年8月まで

② 昭和54年11月から55年10月まで

③ 昭和56年4月から同年9月まで

④ 昭和57年8月から59年1月まで

私は、申立期間①及び②はA市の義兄の会社で働いていたが、厚生年金保険の適用が無かったため、義兄と姉が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

また、申立期間③及び④は実家に戻り家業を手伝っていたが、父が加入 手続と保険料納付をしてくれていたと思うので調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人に係るA市が保管する国民年金被保険者 名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録では、い ずれも昭和54年11月から55年6月までの国民年金保険料は納付済みとな っている。

また、A市の被保険者名簿には、資格喪失年月日が昭和54年11月1日と記載されているが、備考欄には「資格喪失」のゴム印が押され、厚生年金保険記号番号が記載されており、当該記号番号は55年11月1日に申立人の義兄の会社が適用事業所になったことに伴い、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した時の記号番号であることから、国民年金の資格喪失日は本来、55年11月1日であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者台帳の昭和 54 年度の納付記録欄には、「当年度完納」のゴム印が押され、同年度 11 月の欄には「資格喪失」のゴム印が押されているが、納付済みとされている期間について訂正された形跡は無く、還付記録も無いなど、不自然な処理となっている。

加えて、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行っていたとする申立人の姉は、「申立人は、夫の会社で働いていたが、会社が厚生年金保険の適用事業所になっていなかったので、昭和55年11月に厚生年金保険に加入するまでは、自分が申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。」と供述しており、申立人の姉自身も、国民年金に任意加入した昭和52年3月から厚生年金保険の被保険者になる60年4月まで、保険料の未納は無く、その供述に不自然さは無い。

2 申立期間④のうち、昭和 57 年 8 月から 58 年 6 月までについては、申立 人は、B市で両親と同居し、57 年 8 月 25 日に国民年金に改めて加入して いる。

また、加入手続を行ったとする申立人の父は、昭和 36 年 4 月から 60 歳到達の 55 年\*月までの国民年金加入期間に未納は無く、その母も、36 年 4 月から 60 歳到達の 59 年\*月までの国民年金加入期間に未納は無いなど、申立人の両親の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の被保険者名簿には納付組織を示す記録があることから、申立人の加入手続をした申立人の父が、納付組織の地域自治会で世帯分の保険料を納付していたと考えるのが自然であり、申立人について、国民年金の加入手続をしながら、申立人の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

3 一方、申立期間①については、申立人は申立期間①後の昭和 53 年9月 18 日に国民年金に任意加入していることから、当該期間は資格取得前の未 加入期間であり、また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され た形跡はうかがえない。

申立期間③については、申立人の義兄の会社での厚生年金保険の資格喪失後の未加入期間であり、申立期間③当初、申立人と住所地を同じくする申立人の姉に聴取しても、当該期間に係る加入手続及び保険料納付についての具体的な供述は得られず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

申立期間④のうち、昭和58年7月から59年1月までについては、58年7月に申立人の姉の住所地(A市)に転出した後の期間であり、両親と同居していたB市の保管する国民年金被保険者名簿の備考欄に「S58.7.2A市転出」と記載され、A市に当該国民年金手帳記号番号での記録は無く、別の記号番号の払出しも確認できない。

また、申立人は、これらの期間について、自分で納付した覚えは無いとしており、具体的な供述は得られない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和54年11月から55年10月までの期間及び57年8月から58年6月ま での期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年9月、63年1月、同年10月から平成元年5月までの期間及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和55年6月から56年6月まで

② 昭和62年9月

③ 昭和63年1月

④ 昭和63年10月から平成元年5月まで

⑤ 平成元年9月

私は、厚生年金保険と国民年金の切替手続はきちんとして、保険料を納付してきた。申立期間①は納付していなかったかもしれないが、2年以内の期間であれば納付できることは知っていたので、そのほかの申立期間については2年以内に納付していた。

申立期間が未納になっているのはおかしいので調べてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除き国民年金保険料を すべて納付している。

また、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 56 年 7 月から 58 年 3 月までの期間、平成元年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、同年 11 月及び 3 年 3 月から 4 年 9 月までの期間のすべてについて、申立人の供述どおり保険料納付の時効の消滅直前に過年度納付していることが確認できる。

さらに、昭和58年度の保険料については免除申請を行い、その後、追納できる10年以内の期間が経過する直前に保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間②、③及び④については、A市のB区役所が保管する申立人の 国民年金被保険者名簿には、「過年度意志有るためC区から名簿移管」との 記載があるとともに、申立期間②、③及び④の一部を含む昭和62年9月か ら 63 年 2 月までの期間及び同年 10 月から平成元年 3 月までの期間の手書きの納付書を同年 8 月 28 日に申立人に送付し、その後、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間の納付書を平成元年 12 月 16 日に申立人に窓口で交付し(当該期間については保険料納付済みとなっている。)、また、申立期間③及び④の一部を含む昭和 63 年 1 月及び同年 10 月から平成元年 3 月までの期間の納付書を同年 12 月 22 日に社会保険事務所に発行依頼したことが記載されている。

これらの納付書の発行状況から、申立期間②については、平成元年8月28日に送付された納付書により時効の消滅直前の同年10月末までに納付し、その後、同年12月16日に交付された納付書により昭和62年10月から同年12月までの期間の保険料を、同年12月の保険料納付の時効の消滅直前の平成2年1月末までに順次納付し、申立期間③については、元年12月22日に社会保険事務所に発行依頼された納付書により2年2月末までに納付したものと考えられる。

さらに、申立期間④のうち、昭和 63 年 10 月から平成元年3月までの保険料については、同年 12 月 22 日に社会保険事務所に発行依頼された納付書により、それぞれ、時効の消滅までに順次納付したものと考えるのが自然であり、なおかつ、当該被保険者名簿に記載の無い同年4月及び同年5月の保険料については、時効の消滅直前の時期は3年5月末及び同年6月末であり、当該被保険者名簿には2年8月以降の記載は無いものの、申立期間④直後の元年6月から同年8月までの期間の保険料を、それぞれ3年7月から同年10月までの間に納付している申立人の保険料納付状況から判断すると、同様に、納付書の発行を依頼し、時効の消滅直前までに納付したものと認められる。

- 3 申立期間⑤については、前後の月の保険料の納付年月日をみると、平成元年8月の保険料は3年10月1日に、元年10月の保険料は3年11月29日に納付済みとなっていることから、申立期間⑤前後の期間を納付しているにもかかわらず、当該期間のみ未納とすることは考え難く、同年10月末までに納付していたと考えるのが自然である。
- 4 一方、申立期間①については、申立人の被保険者名簿には、当該期間に係る過年度納付の納付書発行の記載は無く、申立期間①に係る検認記録欄には波線が引かれており、申立期間①後の昭和56年7月から納付済みの検認記録が記載されていることが確認でき、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人も当該期間については、払っていないかもしれないとしている。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和62年9月、63年1月、同年10月から平成元年5月までの期間及び同 年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 57 年 1 月までの期間、57 年 11 月から 58 年 7 月までの期間及び 59 年 10 月から 60 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和56年3月から57年1月まで

② 昭和57年11月から58年7月まで

③ 昭和59年10月から60年4月まで

私の国民年金保険料の納付は、すべて母親に任せていた。その母親が、 昨年、他界したため、詳細を確認することはできないが、あらゆる支払に ついて厳しい人だったので、短期間といえども、未納は考えられない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親と一緒に何度か町役場の窓口に行き、 手続を行ったとしているとおり、町役場の国民年金被保険者名簿によると厚 生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失と国民年金の被保険者資格の取得 及び喪失が頻繁に繰り返され、その都度、切替手続を適正に行っていること から、国民年金の加入手続を行いながら、国民年金保険料の納付を行わなか ったとするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時、町役場の窓口か自宅近くの金融機関でその母親が国民年金保険料を納付していたはずとしているとおり、当時、当該金融機関は、町の指定金融機関に指定されていたことが確認でき、どちらの場所でも保険料の納付が可能であったことから、申立内容に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる上、申立期間は、いずれも1年未満と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年1月から 61 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和58年1月から61年8月まで、A団体員として海外に派遣されていたが、60年1月に1か月間、一時帰国した際、実家のあるB町役場から国民年金に加入するよう連絡があったため、国民年金の加入手続をした。

その際、国民年金保険料は、2年間さかのぼって納付できることを町役場の女性職員が教えてくれ、14万円程度を納付したことを覚えているので、 未加入とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和 61 年 4 月以降、海外に居住していた国民年金の任意加入期間及び厚生年金保険の被保険者期間の切替えを適切に行っている上、国民年金の被保険者期間に未納期間は無いことから、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和60年1月に、海外から一時帰国した際、B町役場から国民年金に加入するよう連絡があったため、同町役場で国民年金の加入手続をし、その時、国民年金保険料は2年間分をさかのぼって納付できる旨の説明を受けたとしており、供述内容も具体的で申立内容に不自然さは見られない。さらに、A団体によると、「海外派遣の任期は原則2年間で、更に1年以上の期間延長をする者のみ、任期満了後に1か月間程度の一時帰国を認めていた。」としており、58年1月に海外へ派遣された2年後の60年1月に一時帰国したとする申立人の供述は信びよう性が高く、かつ、海外派遣の任期満了に伴い一時帰国した際の記憶と、当該期間以外の期間の記憶と混同するとは考え難い。

加えて、申立人の住民票は、海外派遣期間中も実家のあるB町にあり、昭

和 60 年 1 月の一時帰国の期間中に国民年金の加入手続をすることは可能である上、加入手続の際に申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間のうち、昭和 59 年度以前に係る約 2 年分の国民年金保険料の金額とほぼ一致している。

その上、申立人は、加入手続の際に納付したとする国民年金保険料のうち、現年度分は、口座振替により納付したとしているところ、B町役場では、国民年金保険料の口座振替は昭和59年10月から開始されており、昭和59年度当初にさかのぼって振り替えることが可能だったことから、申立人が供述するとおり、60年1月に現年度分の国民年金保険料を口座振替によりまとめて納付することは可能であるほか、その後、60年度分についても口座振替で納付したとしていることに不合理な点は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 35 年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年3月 26 日に資格を喪失した旨の届出及び同年8月1日に資格を取得し、同年10月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和35年1月及び同年2月の標準報酬月額は9,000円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額は1万4,000円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和35年ごろ

私は、19歳のころ、A市から8人で上京し、B町のアパートに住み、C町のD社の構内にあったE社で溶接工として働いていた。

E社での同僚のF氏がG病院に入院したとき、病院に保険証を持っていったことがある。同社は社会保険に入っていたのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

E社の先代の社長の三男のHさんと一緒に働いていたので、彼に聞いて もらえれば分かると思う。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとする「E社」と同じくD社の協力会社で、社名が酷似しているI社は、商業登記簿謄本によると、昭和 36 年7月12 日に設立され、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿によると、同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、申立人が「E社」で一緒に働いていたとする「三男のHさん」(実際は四男のJ氏)は「伊勢湾台風(昭和 34 年 9 月)の後、当時、K社を経営していた次兄(L氏)が、M県やN県から多くの溶接工を連れてきたが、申立人もその一人で、私も申立人も当時はK社で働いていた。」と供述し、昭和 35 年後半にK社に勤務していた同僚も「一時期、M県から来た私とも

う一人、N県から来た申立人とF氏の計4人が、B町の借家に同居していた。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間以降に勤務したO事業所やP事業所で作成された申立人に係る労働者名簿の経歴欄に、申立期間当時はK社に勤務していたことが記載されているが、これは申立人が提出した履歴書の経歴を転記したものとみられることから、申立人が勤務していた事業所は「E社」ではなく、K社と認められる。

一方、社会保険事務所が保管するK社の事業所別被保険者名簿に、申立人と姓が同じで名が一字のみ相違し、申立人の生年月日と月のみ相違する被保険者記録が2件あり、1件目は資格取得日が昭和35年1月5日、資格喪失日が同年3月26日、標準報酬月額が9,000円と記載され、2件目は資格取得日が同年8月1日、資格喪失日が同年10月26日、標準報酬月額が1万4,000円と記載されている。

また、当該記録は、i)いずれも基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であること、ii)「申立人と同じ姓の者は、申立人以外にはいなかった。」との同僚の供述があること、iii)当該被保険者名簿に記載されている生年月日で、社会保険庁のオンラインシステムにより氏名検索を行ったが、ほかに該当者がいなかったことから判断すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、統合する厚生年金保険被保険者記録から、昭和35年1月及び同年2月は9,000円、同年8月及び同年9月は1万4,000円とすることが妥当である。

# 第1 委員会の結論

申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年3月4日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、5年10月から6年2月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

また、申立人が平成6年3月4日から同年8月21日まで勤務していたとするC社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所としての要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を6年3月4日に、資格喪失日に係る記録を同年8月21日に訂正し、同期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、同事業所の事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月19日から6年3月4日まで

② 平成6年3月4日から同年8月21日まで

夫は、平成5年4月ごろに、勤めていたA社が経営不振となり、事業主が失踪したので、同年6月に残った従業員で、B社に会社名称を変えて業務を続け、6年3月ごろにC社に変わった後も働いていたが、同年8月20日に退職した。

平成20年\*月、夫が亡くなる少し前にねんきん特別便が届き、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、夫は驚いていた。

申立期間について、それぞれの事業所で厚生年金保険料が控除されていたので調査を依頼します。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、B社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立ての事業所は平成5年10月19日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した13人(申立人を含む。)の標準報酬月額について6年1月1日付けで随時改定が行われながら、同年6月22日に随時改定の取消処理がなされるとともに、同事業所が適用事業所でなくなった日から1年以上後の同年12月15日に申立人を含む14人について資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、当該訂正前の記録から、同日において、同事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月19日に 資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の、申立ての事業所に おける資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である6年3月4日であると認められる。

また、平成5年10月から6年2月までの標準報酬月額については、5年10月の社会保険庁のオンライン記録から28万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立 人が、C社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間の加入記録が無い複数の同僚が、申立期間において、同事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと供述している上、申立人と同じ業務に従事し、同じ勤務形態であり、年齢の近い同僚の一人が保管する平成6年3月分及び同年7月から7年1月分までの給料明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、申立人は、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

さらに、申立ての事業所は、当時、社会保険庁のオンライン記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本により、平成6年3月4日に法人として登記されていることが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、申立人の資格取得日については雇用保険における資格取得日である平成6年3月4日、資格喪失日については、雇用保険における離職日の翌日である同年8月21日と認められる。

また、平成6年3月から同年7月までの標準報酬月額については、前記同僚の給料明細書の厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当

である。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険 事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の 当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、平成12年8月は34万円、同年9月は36万円、同年11月から13年4月までの期間は32万円、同年5月は28万円、同年6月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から14年4月までの期間は34万円、同年5月は32万円、同年6月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は28万円、同年10月から15年4月までの期間は34万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までの期間は34万円、16年1月は30万円、同年2月から同年8月までの期間は34万円に訂正する必要がある。

また、申立人の賞与に係る記録については、申立期間③の平成 15 年 12 月 26 日は 24 万円、申立期間④の 16 年 8 月 13 日は 27 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月から16年9月まで

② 平成15年8月13日

③ 平成15年12月26日

④ 平成16年8月13日

私は、申立期間にA社に勤務していた。

社会保険事務所に会社が届け出ている標準報酬月額及び賞与額と、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額が食い違っているので、 記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間①の54か月分の給与明細書を所持しており、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額をみると、申立期間①のうち、平成12年8月、同年9月及び同年11月から16年8月までの期間の48か月分については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除(当月控除)されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる保険料控除額又は実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成12年8月は34万円、同年9月は36万円、同年11月から13年4月までの期間は32万円、同年5月は28万円、同年6月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から14年4月までの期間は34万円、同年5月は28万円、同年6月から同年8月までの期間は34万円、同年9月は28万円、同年10月から15年4月までの期間は34万円、同年5月は30万円、同年6月は34万円、同年7月は32万円、同年8月は28万円、同年9月は32万円、同年10月から同年12月までの期間は34万円、16年1月は30万円、同年2月から同年8月までの期間は34万円、16年1月は30万円、同年2月から同年8月までの期間は34万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の 事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続を誤ったことを認めていることから、事業主は、給与明細書により確認できる保険料 控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出 ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料に ついて納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成 12 年4月から同年7月までの期間及び同年 10 月の5か月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額と一致しており、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成16年9月については、給与明細書により 保険料を控除されていることは確認できるが、申立人は16年9月17日に 定年退職し、翌日の同年9月18日に資格喪失していることから、同月を厚 生年金保険の被保険者期間と認めることはできない。

3 申立期間③及び④の賞与の記録については、賞与明細書により、申立人が、申立期間③及び④の賞与の支払いを受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③及び④に係る標準賞与額は、賞与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額及び賞与支給額から、標準賞与額を申立期間 ③の平成15年12月26日は24万円に、申立期間④の16年8月13日は27 万円にすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③及び④に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続を誤ったことを認めていることから、事業主は、賞与明細書で確認できる賞与額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間③及び④の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間②の賞与の記録については、平成 15 年 8 月 13 日の賞与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準賞与額に基づく保険料額と一致しており、当該期間については、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、平成 12 年 11 月から 13 年 9 月までの期間は 53 万円、同年 10 月は 59 万円、同年 11 月は 56 万円、同年 12 月は 62 万円、14 年 1 月は 59 万円、同年 2 月は 56 万円、同 年3月は50万円、同年4月は62万円、同年5月は56万円、同年6月は62 万円、同年7月及び同年8月は53万円、同年9月は50万円、同年10月及び 同年 11 月は 47 万円、同年 12 月は 53 万円、15 年 1 月は 56 万円、同年 2 月 は53万円、同年3月は56万円、同年4月から同年7月までの期間は59万円、 同年8月は50万円、同年9月は59万円、同年10月は56万円、同年11月は 59 万円、同年 12 月は 56 万円、16 年 1 月は 50 万円、同年 2 月は 59 万円、同 年3月は53万円、同年4月は59万円、同年5月は56万円、同年6月から同 年9月までの期間は59万円、同年10月は50万円、同年11月は56万円、同 年 12 月は 59 万円、17 年 1 月は 50 万円、同年 2 月から同年 4 月までの期間 は59万円、同年5月は56万円、同年6月及び同年7月は59万円、同年8月 及び同年9月は56万円、同年10月は59万円、同年11月から18年1月まで の期間は53万円、同年2月は59万円、同年4月は56万円、同年6月は56 万円、同年7月は59万円、同年9月は56万円、同年10月から同年12月ま での期間は53万円、19年2月は56万円、同年4月は56万円、同年5月か ら同年7月までの期間は53万円に訂正する必要がある。

また、申立人の賞与に係る記録については、申立期間②の平成 15 年 8 月 13 日は 30 万円、申立期間③の 15 年 12 月 26 日は 42 万円、申立期間④の 16 年 8 月 13 日は 55 万円、申立期間⑤の 16 年 12 月 29 日は 63 万 3,000 円、申立期間⑥の 17 年 8 月 12 日は 70 万 9,000 円、申立期間⑦の 17 年 12 月 29 日は 70 万円、申立期間⑧の 18 年 8 月 10 日は 56 万円、申立期間⑨の 18 年 12 月 28 日は 60 万 8,000 円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月から19年7月まで

- ② 平成15年8月13日
- ③ 平成15年12月26日
- ④ 平成16年8月13日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 29 日
- ⑥ 平成17年8月12日
- ⑦ 平成17年12月29日
- ⑧ 平成18年8月10日
- ⑨ 平成18年12月28日

私は、申立期間にA社に勤務していた。

このたび、年金記録の標準報酬月額及び標準賞与額に相違が発覚した。 会社と協議の上、適正な算定基礎届及び賞与支払届を提出してもらうの で、年金記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立ての事業所から平成 12 年分から 19 年分までの「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の、申立人から 14 年 11 月分から 19 年 7 月分(平成 14 年 12 月分、18 年 7 月分及び 19 年 5 月分を除く。)までの給与明細書の提出があったが、申立期間①のうち、平成 12 年 11 月から 18 年 2 月までの期間、18 年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月から同年 12 月までの期間、19 年 2 月及び同年 4 月から同年 7 月までの期間の 76 か月分については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除(当月控除)されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、所得税源泉徴収簿及び 給与明細書により確認できる保険料控除額又は実際に支給された報酬月額 に見合う標準報酬月額から、平成 12 年 11 月から 13 年 9 月までの期間は 53 万円、同年 10 月は 59 万円、同年 11 月は 56 万円、同年 12 月は 62 万円、 14 年 1 月は 59 万円、同年 2 月は 56 万円、同年 3 月は 50 万円、同年 4 月 は 62 万円、同年 5 月は 56 万円、同年 6 月は 62 万円、同年 7 月及び同年 8 月は53万円、同年9月は50万円、同年10月及び同年11月は47万円、同年12月は53万円、15年1月は56万円、同年2月は53万円、同年3月は56万円、同年4月から同年7月までの期間は59万円、同年8月は50万円、同年9月は59万円、同年10月は56万円、同年11月は59万円、同年12月は56万円、16年1月は50万円、同年2月は59万円、同年3月は53万円、同年4月は59万円、同年5月は56万円、同年6月から同年9月までの期間は59万円、同年10月は50万円、同年11月は56万円、同年12月は59万円、17年1月は50万円、同年2月から同年4月までの期間は59万円、同年5月は56万円、同年6月及び同年7月は59万円、同年8月及び同年9月は56万円、同年10月は59万円、同年11月から18年1月までの期間は53万円、同年2月は59万円、同年4月は56万円、同年6月は56万円、同年7月は59万円、同年9月は56万円、同年10月から同年12月までの期間は53万円、同年7月は59万円、同年10月から同年12月までの期間は53万円、19年2月は56万円、同年4月は56万円、同年5月から同年7月までの期間は53万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の 事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続を誤ったことを認めていることから、事業主は、給与明細書等により確認できる保険 料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け 出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料 について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成 18 年 3 月、同年 5 月、同年 8 月及び 19 年 1 月 の 4 か月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額であることが確認できる。

また、平成19年3月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に基づく保険料額より低額であることが確認できる。

したがって、平成 18 年 3 月、同年 5 月、同年 8 月、19 年 1 月及び同年 3 月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

3 申立期間②から⑨までの賞与の記録については、賞与明細書により、申立人は、申立期間②から⑨までの賞与の支払いを受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑨までに係る標準賞与額は、賞与明細書の厚生年金保険料の控除額から、標準賞与額を申立期間②の平成 15 年 8 月 13 日は30 万円、申立期間③の 15 年 12 月 26 日は 42 万円、申立期間④の 16 年 8

月 13 日は 55 万円、申立期間⑤の 16 年 12 月 29 日は 63 万 3,000 円、申立期間⑥の 17 年 8 月 12 日は 70 万 9,000 円、申立期間⑦の 17 年 12 月 29 日は 70 万円、申立期間⑧の 18 年 8 月 10 日は 56 万円、申立期間⑨の 18 年 12 月 28 日は 60 万 8,000 円にすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②から⑨までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務手続を誤ったことを認めていることから、事業主は、賞与明細書で確認できる賞与額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②から⑨までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 広島厚生年金 事案 891

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 41 年8月 27 日に厚生年金保険被保険者の資格を 喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、 申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要があ る。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万 4,000 円とすることが妥当である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

#### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和40年8月31日から41年8月27日まで 私がA社B工場に勤務していたところ、母が入院したので、母がいるC 市に行き、そのまま工場には戻らず昭和41年8月初旬に退職した。それから1週間ぐらいしてC市にあるD社に入社した。A社の給料日の関係で、 その後もしばらくの間在籍したこととされており、同社の資料では厚生年金保険の被保険者資格喪失日が41年8月27日となっているのに、社会保険事務所の記録は1年前の40年8月31日とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所で就業しながら通学したとする申立事業所内に設置されていた高等学院の学籍名簿の記録及び当時の同僚の証言から、申立人は、申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたと認められる。

一方、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 40 年8月 31 日と記録されている。

しかし、申立事業所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険被保険者台帳における申立人の被保険者資格喪失日は、昭和41年8月27日と記録されており、40年8月31日に申立人が資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 41 年 8 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における 昭和 39 年 12 月の社会保険事務所の記録及び申立事業所が保管する申立人の 厚生年金保険被保険者名簿の 40 年 10 月の記録から、1万 4,000 円とするこ とが妥当である。

# 広島厚生年金 事案 895

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成6年1月1日から7年9月30日まで

私は、申立期間当時、夫が代表取締役を務めるA社に従業員として勤務 し、約30万円の給与を受け取っていた。同社では、社会保険手続等の事 務を担当しており、申立期間において給与が減額されたことはなく、事業 所から標準報酬月額を訂正することについて説明を受けたこともない。

しかし、申立期間に係る標準報酬月額が実際の支給額よりも低い額とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年9月30日の後の同年11月14日付けで遡及して10万4,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立ての事業所において社会保険事務を担当しており、厚生年金保険料を滞納していたこと及び社会保険事務所に相談に行ったことを記憶しているが、i)申立人は申立ての事業所の役員ではないこと、ii)申立ての事業所に勤務していた申立人の弟は「申立人は、平成7年10月以降は出勤していない。」旨を供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場ではなく、標準報酬月額の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、前記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報

酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和35年4月15日に、同社C所における資格喪失日に係る記録を36年9月1日に、同社D所における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年12月から35年3月までは9,000円、36年4月から同年8月までは1万円、同年9月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和34年12月9日から35年4月15日まで

② 昭和36年4月25日から同年10月1日まで

私は、昭和32年3月1日から37年8月10日までA社に継続して勤務した。しかし、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が漏れており、納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在籍及び厚生年金保険料の控除については、i)申立人が名前を挙げていた同僚は、申立人は昭和32年3月に同社に入社し、37年8月に退職するまで継続して勤務していたと供述していること、ii)申立人が所持する36年2月1日付けの同社における火薬類消費副保安責任者選任届には、「昭和32年4月1日に入社し、現在に至る。」旨の記述がみられること、iii)申立人は、36年4月1日付けの賃金通知書及び同年8月10日付けの同社D所勤務を命ずる旨の辞令を所持していることから、申立人は、申立期間①及び②において、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立人の供述、厚生年金保険被保険者記録及び昭和36年8月10日

付けの辞令により、申立人は、申立期間①においては同社B所に、申立期間②のうち36年4月25日から同年8月9日までは同社C所に、同年8月10日から同年10月1日までは同社D所に勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人の同社C所における資格喪失日及び同社D所における資格取得日は、同社D所が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の昭和 36年9月1日と認めることができる。

また、標準報酬月額については、申立期間①は昭和34年11月の社会保険事務所の記録から9,000円とし、申立期間②のうち36年4月から同年8月までは同年3月の社会保険事務所の記録から1万円とし、同年9月は同年10月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は廃業しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険 事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周 辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 広島厚生年金 事案 899

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和27年8月1日から33年7月5日まで 私は、昭和27年8月1日から33年7月5日まで勤務していたA社での 期間について脱退手当金を受けたことになっている。

脱退手当金を請求したことも、受けたことも無いので、脱退手当金を受給したことになっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立事業所において、昭和 27 年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33 年7月5日に資格を喪失しており、その1か月後の同年8月5日に再度、同一被保険者番号により被保険者資格を取得し、同年 10 月 18 日に資格を喪失していることが確認できる。脱退手当金の請求は、本来、過去のすべての被保険者期間がその計算の基礎とされるものであるが、申立事業所に係る脱退手当金は、1回目の被保険者期間についてのみ支給決定され、2回目の被保険者期間については脱退手当金の計算基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間は申立期間と同一事業所であり、これを失念するとは考え難い。

また、当該未請求期間と申立期間とは、同一事業所であり、かつ、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然であり、当該事業所につき、申立人と同じく2回の被保険者期間を有し、脱退手当金の受給記録がある女性一人については、未支給期間は存在せず、申立人の記録は不自然である。

さらに、申立人は、当時、脱退手当金を受給した同僚から脱退手当金の受

給について聞かれた際に、もらっていないと答えたとしているところ、当該 同僚も申立人がもらっていないと答えたことを記憶しており、申立人の主張 と一致する。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

# 広島厚生年金 事案 900

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 33 年 5 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、34 年 4 月 15 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行っていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和33年5月16日から34年4月15日まで

私は、A社B工場に昭和33年3月16日に入社し、定年までA社に勤めたが、33年5月から34年3月までの間、厚生年金保険の被保険者期間が切れているのは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険事務所が保管するA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と氏名及び生年月日が一致し、厚生年金保険記号番号も申立人のA社B工場の記号番号と同一の未統合の厚生年金保険被保険者記録(資格取得日は昭和33年5月16日、資格喪失日は34年4月15日)が確認できたことから、申立人が、申立期間についてA社C工場において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで

私が大学に通っていた当時、20歳になったころから母親が地元のA市役所で国民年金保険料の納付を始めてくれた。その際、母親が姉の保険料も納付していたことを覚えている。私が平成3年4月に就職するまで、母親は私の国民年金保険料の納付を続けてくれたはずであるのに、妹である自分だけ未加入とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の 母親は、国民年金の任意加入期間中も付加保険料を納付するなど、納付意識が 高かったことはうかがえるものの、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納 付に直接関与しておらず、申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人 の母親も当時の記憶が明らかでなく、申立期間当時の具体的な状況が不明であ る。

また、申立人及びその母親は、「A市役所で、昭和63年ごろに姉の国民年金の加入手続をし、その後の平成元年ごろに、妹(申立人)の加入手続をして、同市役所で国民年金保険料を納付してきた。」と供述している。しかし、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、実家のあるA市ではなく、当時、住民票のあったB市にあるC社会保険事務所で払い出された番号であることが確認でき、さらに、その後、その姉がA市に戻った後には厚生年金保険に加入していることから、その姉がA市で国民年金に加入し国民年金保険料を納付することは、制度上、不可能である。

加えて、申立人は、平成3年4月に厚生年金保険に加入した時に交付された 年金手帳1冊のみを所持しており、申立人に払い出された国民年金手帳記号番 号は無く、申立人及びその母親とも、申立期間における国民年金手帳の交付に ついては記憶が無いとしており、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和58年10月から62年6月まで

私は、自治会で国民年金に加入し、国民年金保険料もその集金人に支払っていた。市の領収印を押した領収書をもらっており、途中から領収書をもらったことは覚えていないが、確かに国民年金保険料を納付してきたのに、未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の始期である昭和58年10月ごろの記憶として、当時、申立人の父親から受け継いでいた飲食店の経営状況が思わしくなく、申立期間中に申立人は同店を廃業し、転職したと供述しており、その妻自身の同時期の国民年金保険料が未納とされていることについても、同様の理由を挙げており、その当時、国民年金保険料の納付が容易でなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を自治会の集金人に納付していたとしているが、申立人に係る保険料のみ納付し、その妻に係る保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、生前、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、毎月、納付書により集金人に納付していたと書面により供述しているとおり、申立期間は、A市では納付書による納付を行っており、納付頻度も昭和58年4月から1か月納付に変更されていた時期である。しかし、申立人は、申立期間の直前(昭和58年9月)まで国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、必ずしも申立期間に係る供述ではなく、申立期間よりも前の納付済みの期間の記憶と混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人の居住地において、申立期間当時、国民年金保険料が自治会の集金人により集金されていたことは確認できるものの、申立人の妻は、国民

年金保険料の納付なども含めて、飲食店の経理等金銭面はすべて申立人自身が行っていたと供述しており、その申立人は既に亡くなっているため、当時の国民年金保険料の具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和41年1月から52年3月まで

私は、昭和52年春ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をしたが、対応 してくれた女性職員から、過去に未納となっている国民年金保険料とその 後の付加保険料の納付を勧められたため手続をした。

国民年金の加入手続の際、納付した金額は定かではないが、7万円ぐらいを同職員に手渡しで納付し、仮領収と書かれた紙を受け取ったことを覚えているので、未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年春ごろ、A市役所で国民年金の加入手続をした時、対応してくれた女性職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められたため、同職員に納付書によらず直接手渡しで保険料を納付し、その額は7万円ぐらいだったと思うと供述している。

しかし、申立人が加入手続したとする昭和52年春ごろ、又は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される同年9月ごろの時期はいずれも特例納付の実施期間ではなく、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である

また、制度上、市役所の職員には、過年度保険料を納付することはできない上、通常、納付書によらず手渡しで過年度保険料を納付することはできない。さらに、申立人は、当該女性職員の席まで行き、国民年金保険料を手渡しで納付し、同職員から仮領収と書かれた紙を受け取ったと記憶しているなど、申立期間当時に係る申立人の記憶は詳細であるものの、A市によると、「外来者が職員の席まで行くことはできず、また、国民年金保険料など現金を受領した場合、仮領収ではなく正式な領収書を発行していた。」としており、申立内容と相違する。

加えて、申立人は加入手続をした時に、併せて付加保険料の手続もしたと述

べているが、A市の国民年金被保険者名簿等に申立人が付加年金に加入した形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私は、昭和42年3月ごろ、大学の春休み期間中にA県B郡C町(現在のD市)の実家に帰省した際に、父親から「国民年金に加入しておくから、有り難く思え。」と言われた記憶がある。当時、父親はC町役場に勤めており、国民年金の担当部署にいたこともあるので、私の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をきちんとしてくれたはずである。

しかし社会保険庁の記録によると、申立期間が未加入期間とされており納得できない。

C町役場において、昭和41年から44年にかけて、年金担当職員が保険料の横領事件を起こしているので、その事件によって私の国民年金の記録が失われた可能性もあるので、よく調べてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和47年7月12日に払い出されていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は46年4月1日とされているほか、払出しの時点で申立期間の保険料は時効が到来しており、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その父親がC町の役場で保険料を納付してくれたとしているが、D市が保管する申立人に係る戸籍の附票を見ると、昭和 42 年 7 月 20 日にC町からE県F市に住所を変更し、再びC町には住所を移していないことから、F市に住所を移す前に、申立期間のうち 42 年 3 月分及び昭和 42 年度分の保険料を納付することは可能であったものの、43 年度分の保険料は、C町

で納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、代わりに行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間の保険料納付等を巡る具体的事情は不明であり、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査等によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

なお、申立人は、C町役場の年金担当職員が起こした保険料の横領事件により、申立期間の保険料の納付記録が失われた可能性があるとしているが、D市によると、当該横領事件を起こした職員は昭和45年9月9日に懲戒処分を受けている上、社会保険庁が平成19年9月21日に公表した「市町村における年金保険料着服事案の第2次調査の取りまとめ」によると、当該横領事件に係る記録は既に訂正されており、申立人の保険料が着服されていたことにより現在も記録訂正が必要な状態にあることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 735

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和53年3月から同年6月まで

私は、昭和53年3月16日にA地方の会社を退職し、2、3か月経った同年6月ごろに、父親がB町(現在は、C市)の役場で、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたのを覚えている。

当時、私も父親も厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料納付を継続しなければ将来不利になることを知っていたので、退職時までさかのぼって保険料を納付したはずである。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和53年8月14日に払い出されていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録及びC市が保管する国民年金被保険者連名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年7月25日とされていることから、申立期間は未加入期間となり、納付書は発行されず、この手帳記号番号によっては申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付には直接関与しておらず、代わりに行ったとする申立人の父親は既に亡くなっているため、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を巡る具体的事情は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査等によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらず、このほか申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 広島国民年金 事案 736

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 49 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 49 年 11 月まで

私の母から強く指導されたため、昭和48年12月にA市B支所に出向き、 未納だった国民年金保険料の7年6か月分を一括で納付し、その後の1年分 についても納付した。B支所には幼稚園児の長男を連れて行き、受付に年配 の3人の事務員がいたので、そのうちの一人に国民年金保険料として現金を 渡したのを覚えている。

保険料を納付したはずである昭和 42 年 6 月から 49 年 11 月までの期間について、記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 6 月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、国民年金加入手続は 48 年 12 月に行い、その際に未納保険料をさかのぼって納付したとしている。しかし、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、48 年 12 月の時点では、申立期間のうち、同月より前の期間については、制度上、さかのぼって被保険者となり得ず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳(2冊)及び市が保管する国民年金被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和49年12月に国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けるとともに、39年12月ごろに払い出されている別の記号番号があったため、平成7年1月に統合されているが、いずれの記号番号においても申立期間は未加入となっており、また、この二つ以外の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入になっていたものと考えるのが自然である。

さらに、保険料納付の時効(納付期限から2年)が完成している期間について、国民年金保険料をさかのぼって納付する場合には特例納付によるほか方法は無いが、任意加入期間の保険料は、特例納付が認められていない上、申立人が一括して保険料を納付したとする時期(昭和48年12月)は、特例納付の実施期間でもない。

加えて、納付時期を二つ目の国民年手帳記号番号が払い出された昭和 49 年 12 月の時点(第2回目の特例納付実施期間)と仮定しても、申立人が一括して納付したとする保険料額と特例納付等により一括して納付した場合の保険料額とは相違する。

このほか、申立人は昭和48年12月以降、その後の1年分の国民年金保険料 も納付したとしているが、その納付方法等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和42年10月ごろから43年2月15日まで 社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、私のA 社B局での加入期間が昭和43年2月16日から同年6月30日までとなって いたが、42年10月ごろから働いていたので調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B局は、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるほか、申立期間のうちの後半部分に当たる昭和42年12月15日から43年2月14日までの期間について、申立人は、A社C局において、雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管しているA社B局の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和43年2月16日となっており、また、A社の厚生年金保険の記録を管理するD年金基金においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時、A社B局及びC局に勤務していたことを確認できる人事記録等の資料は無く、申立期間とほぼ同時期にA社B局及びC局の厚生年金保険被保険者資格を有する14人に照会したところ、回答があった13人全員が申立人のことを知らない又は覚えていないとしている。

加えて、昭和40年10月ごろから42年12月14日までは、申立人に係る雇用保険被保険者の記録は無い上、申立人は、申立期間当時、臨時職員であったとしているところ、D年金基金によれば、一般に、臨時雇用の職員については、2か月以内の期間を定めて雇用する場合、厚生年金保険に加入させておらず、2か月を超えた場合、その時点から加入させていたと考えられるとしており、事実、申立人に係る雇用保険被保険者の記録により、A社C局の雇用期間とされている42年12月15日から43年2月14日までの2か月間について、申立

人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、翌日の同年2月15日に 被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和39年3月23日から41年11月26日まで 社会保険事務所へ被保険者記録の確認をしたところ、私のA社での厚生年 金保険の加入期間については、脱退手当金を支給していることとされている が、支給を受けた覚えは無いので再調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金が支給された旨の厚生年金保険脱退手当金支給報告書が残されているとともに、この脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性退職者の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む15人のうち11人に支給記録があり、このうち申立人を含む9人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がある。

さらに、申立人が申立期間後に勤務した事業所において、別の厚生年金保険 被保険者番号を取得しており、これは、申立事業所において、脱退手当金を受 給したため番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間

に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和39年10月1日から40年8月1日まで 私がある会社を退職した当時、母親が経営していた飲食店に、A社の社員 が、お客として多く来店していた。同社の人を母親から紹介され、その人を 訪ね、働いていた。他の社員と同様に働いており、厚生年金保険に加入して いるはずなので調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立事業所には、申立人が申立期間当時、勤務していたことを確認できる人事記録等の資料は無く、また、申立期間とほぼ同時期に申立事業所の厚生年金保険被保険者資格を有する14人に照会したところ、回答があった8人全員が申立人のことを知らないとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時、事業主により給与から厚生年金保険料を 控除されていたことに関する具体的な記憶が無く、給与明細書等の資料も無い。 加えて、社会保険事務所が保管している申立事業所の申立期間に係る健康保 険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の原票は確 認できない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和35年3月3日から同年5月3日まで 私は、昭和35年3月3日にA社(現在は、B社)に入社し、平成9年12 月10日まで勤務した。しかし、「ねんきん特別便」の年金加入記録をみると、 厚生年金保険被保険者資格を取得した日が昭和35年5月3日となっており 納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和35年3月3日に申立事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。しかしながら、申立事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、資格取得年月日を同年5月3日として届出が行われている。

また、申立事業所は、申立人は申立期間においては臨時雇用であり、入社してから2か月経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が多数いることから、申立期間当時、臨時雇用の社員は、厚生年金保険の適用除外となる2か月の期間を定めて使用される者として扱い、2か月経過した後に厚生年金保険に加入させていたのではないかとしている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和7年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和32年2月5日から同年4月5日まで 私は、昭和32年2月5日にA社(現在は、B社)に臨時工員として入社 し、約3年後に正規採用となり、平成4年1月10日まで勤務した。

しかし、「ねんきん特別便」を見ると、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和32年4月5日と記載されている。B社が発行した退職金計算書やB厚生年金基金が発行した年金給付裁定通知書にも入社年月日は同年2月5日と記載されており、申立期間が未加入期間となっていることには納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、昭和32年2月5日に申立事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。しかしながら、申立事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を見ると、資格取得年月日を同年4月5日として届出が行われている。

また、申立事業所は、申立人は申立期間においては臨時雇用であり、入社してから2か月経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が多数いることから、申立期間当時、臨時雇用の社員は、厚生年金保険の適用除外となる2か月の期間を定めて使用される者として扱い、2か月経過した後に厚生年金保険に加入させていたのではないかとしている。

さらに、申立人が提出した年金給付裁定通知書では「(みなし)加算適用開始年月日」が昭和32年2月5日と記載されているが、申立事業所では、「厚生年金基金の規約により、加算部分の適用開始年月日は入社年月日とすると定められている。加算部分は、会社独自に設けている部分であり、厚生年金保険の資格取得日とは必ずしも一致しない。」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和33年春ごろから34年秋ごろまで

②昭和34年秋ごろから37年11月か12月まで

申立期間①については、昭和33年春ごろから伊勢湾台風の2か月後ぐらいまで、A社の下請のB建設に勤務し、ダム工事現場で働いていた。

申立期間②については、申立期間①の現場で働いていた知人に誘われ、C 社の下請のD班に入り、ダム工事現場で発電所建設のずい道工事に2年く らい携わり、その後、発電所工事に1年余り携わった。

常に危険を伴う仕事で、保険はすべて完備されており、給与から厚生年金 保険料等を天引きされていたので、調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、申立人が記憶する現場のダム工事を請け負った記録があるとしていることから、申立人が申立期間に当該ダム工事に従事していたことは推認できるが、A社では、「申立期間に係る下請会社に関する資料、記録は保存されていない。」としており、申立事業所の正式名称、所在地などは確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、当該ダム工事現場の県内で申立事業所と同一又は類似の名称の厚生年金保険適用事業所は見当たらない上、他の都道府県内で申立事業所と同一又は類似の名称で申立期間に適用事業所となっている事業所(4事業所)について、社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、社会保険事務所が保管する当該ダム工事の請負元のA社E出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

2 申立期間②について、申立事業所の承継事業所では、申立人が記憶するダム工事及び発電所工事を施工したとしていることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人の在籍については、「当時の名

簿等書類は残っておらず、当時のことを知る者もみな故人となっており、申立人が勤務していたかどうかは不明。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管する適用事業所の索引簿には、申立期間に係る申立事業所の記録は無く、承継事業所が厚生年金保険の新規適用となったのは、昭和53年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

さらに、当該ダム工事等の請負元であるC社では、申立期間②のうちダム工事を管轄していたのはC社F作業所としており、社会保険事務所が保管する当該作業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。かつ、申立期間②のうち発電所工事を管轄していたとするC社G作業所は、適用事業所となっていない。

加えて、申立事業所の元工長は、「当時は工長、管理者はC社が年金に加入させていた。今思えば、工長、管理者以外の期間作業員等は加入させていなかったのではないかと思う。」と供述している。

- 3 申立期間①及び②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立 人が一緒に勤務していたとする同僚は、厚生年金保険の被保険者となってお らず、連絡先も不明なため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年 金保険の適用について供述を得ることはできない。
- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生年月日: 昭和7年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和23年4月6日から30年5月15日まで 私は、A社B工場を昭和30年5月に退職した。脱退手当金を支給されて いるとのことだが、私は、脱退手当金を受け取っていないので、よく調べて ほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされ、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から半月後の昭和30年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を 受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成8年2月1日から同年11月21日まで

A社の社長は、私の弟(死亡)で、当時、私は同社の役員(会長)に就任 していた。

当時、社会保険関係の手続は、B氏(死亡)が担当で、役員報酬を下げた ことはあるが、10万円までは下げていない。

記録の訂正について、社長から説明があったかどうかは覚えていないが、 調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立事業所における申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から同年10月までは59万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年11月21日より後の9年1月16日付けで、8年2月1日に遡及して訂正され、9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

一方、申立事業所の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険関係手続の決裁権については、もう一人の代表取締役(申立人の弟)にあり、直接は関与していなかったとしているものの、複数の従業員は、申立人が会社経営の管理をしており、人事労務に関する決裁権については、二人の代表取締役が話合いの上決定していた旨を供述していることから、申立人が当該訂正処理に係る届出に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の記録訂正処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準

報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。